

沼津市狩猟免許取得補助金交付要綱

平成23年8月22日 沼津市告示第197号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害、人的被害等の拡大及び有害鳥獣駆除者の減少に対応するため、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、有害鳥獣捕獲の促進及び有害鳥獣駆除者の確保を図ることを目的とし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「有害鳥獣」とは、人畜、農作物等に被害を与える鳥獣をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 補助金交付申請年度において、新たに狩猟免許を取得した者（ただし、更新は除く。）

(3) 市内の有害鳥獣駆除に従事することができる者

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助対象の狩猟免許)

第4条 補助の対象となる狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許のうち、いずれか1種類のみとする。

(補助の対象経費及び額)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が受験し、合格した狩猟免許試験に係る狩猟免許試験申請手数料及び当該試験の日から起算して過去1年以内に申請者が受講した社団法人静岡県獣友会が実施する狩猟免許試験のための予備講習会受講料の合計額の3分の2以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、狩猟免許取得補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許状の写し
- (2) 補助の対象となる経費に係る領収書の写し
(交付決定及び補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、補助金の交付決定を行い、狩猟免許取得補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告の省略等）

第8条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、第7条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに狩猟免許取得補助金支払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第10条 市長は、第7条の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。